

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：大和市

令和8年7月6日公表

—女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績—

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	80.1%
全職員	74.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	103.0%
本庁課長相当職	103.1%
本庁課長補佐相当職	99.2%
本庁係長相当職	96.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	101.3%
31～35年	95.2%
26～30年	92.9%
21～25年	84.5%
16～20年	83.9%
11～15年	88.4%
6～10年	83.5%
1～5年	84.3%

【説明欄】

・ 差異の算出にあたって用いている職員数は、短時間勤務職員等については常勤職員の所定勤務時間を基に勤務時間に応じて換算しています。

・ 扶養手当について、生計主体者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は83%です。

・ 時間外勤務手当の支給は男性が多く、女性一人当たりの平均支給額は男性の67%です。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	25.0%

【説明欄】

・昨年度よりも、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合は1.2%増えています（昨年度：23.8%（260名中62名））。

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	8.9%
本庁課長相当職	8.3%
本庁課長補佐相当職	52.4%
本庁係長相当職	31.5%

【説明欄】

・役職段階別の女性職員数は、本庁部局長・次長相当職が45名中4名、本庁課長相当職が48名中4名、本庁課長補佐相当職が21名中11名、本庁係長相当職が146名中46名です（合計260名中65名）。

IV 採用した職員に占める女性の割合

区分	女性
常勤職員	65.8%
任期付職員	77.8%
臨時的任用職員	15.4%

【説明欄】

・常勤職員の内、大和市一般職の職員の給与に関する条例第6条における行政職給料表（1）の適用を受ける職員の女性割合は60.0%（男性16名、女性24名）、医療職給料表（1）～（3）の適用を受ける職員の女性割合は68.1%（男性15名、女性32名）、消防職給料表の適用を受ける職員の女性割合は0%（男性7名、女性0名）でした。